

【研究メモ】

国際結婚による移住女性への施策

——日本と韓国を比較して——

齋 藤 百合子

1. はじめに

移住⁽¹⁾女性の脆弱性は、難民や先住民など他のマイノリティ女性らとともに1995年の第4回世界女性会議（北京会議）においてすでに次のように指摘されている。「多くの女性が、自らの人種、言語、民族、文化、宗教、障害、又は社会経済的階級等の要因のために、あるいは先住民、女性移住労働者を含む移住者、避難民又は難民であるがゆえに、自らの人権の享受を阻む更なる障害に直面している。彼らはまた、自らの基本的人権に対する知識や認識の全般的な欠如に加え、情報へのアクセス、及び権利を侵害された場合に頼るべき仕組みへのアクセスを得ようとする際に遭遇する障害によっても、不利を被り、疎外される可能性がある」（225項）⁽²⁾。

日本における外国人（移住）労働者が本格的に可視化され始めたのは、1980年代からであった⁽³⁾。1980年代の、長時間勤務で危険を伴うなど3K（キツイ、キケン、キタナイ）と呼ばれる職場での労働者不足と、当時の強い通貨「円」が就労目的の外国人を惹きつけた。さらに過疎化や高齢化が進み、嫁不足、後継者不足が喫緊の課題であった農山村⁽⁴⁾および都市部での「嫁」としての需要、円高に湧く遊興街での目新しく若くてホスピタリティや性的な魅力などを求めるキャバレーやスナックなどのサービス産業での需要に対して、「若い」、「従順」、「性的魅力⁽⁵⁾」を備えた、主に東南アジア出身の女性たちを嫁やサービス業のホステスなどに斡旋する業者も現れた。一方女性たちは、

「貧困から脱却するため」（パレーニャス 2008:157）、よりよい生活や社会的地位を目指すため、などさまざまな理由で日本を目指した。日本への入国を指南する業者には、日本人男性との国際結婚を斡旋、興行（エンタテイメント）としての就労や、研修および技能実習生としての就労斡旋などがあった。そのほか日本での飲食店や工場での就労を斡旋するとしながら、渡航途中でパスポートを取り上げて逃げられないようにして、売春を強要する人身売買業者などさまざまな業者が存在していた。同時にすでに何らかの方法で日本に定住した外国人が自らの社会的ネットワークを活用して、親族や知人の日本への入国と滞在を支援する者もあらわれた。

外国人の日本滞在・在住は、入管法により外交や留学、永住者、定住者など27種の在留資格に依る。日本人男性と結婚して入国する外国人女性は「日本人の配偶者」の在留資格が付与されるが、「興行」や「研修」の在留資格は限定された滞在期間の中での就労となる。また、製造業や飲食店などの非熟練分野での外国人の滞在と就労については、日系人以外の外国人は認められていない。非正規の就労や滞在は、「（在留）資格外就労」や「超過滞在（オーバーステイ）」として入管法違反者として摘発対象となる⁽⁶⁾。また、超過滞在する外国人の中には、難民申請中で認可が下りない、日本に来日してから知り合った日本人男性との結婚を希望しながら準備が整わない間に滞在期限が切れてしまった、日本人男性と婚姻後の在留資格変更などの制度を知らずに過ごしてしまった、日本人夫の家庭内暴力（以下 DV）から逃れるため

に別居している間に在留期限を超過してしまった、などさまざまな事情が混在している。このようにさまざまな事情で滞在期限を過ぎて日本に滞在している超過滞在外国人は2011年1月1日現在7万8488人いるとされている。

一方、正規の在留資格を有している外国人は法務省入国管理局の在留外国人統計で把握できる。同統計によれば、2010年12月末現在の外国人登録者数は約213万4151人、うち女性は約116万1670人(54.4%)である。在留資格別では「一般永住者」約56万5089人、「日本人の配偶者等」約19万6248人、「定住者」約19万4602人等である。2010年の国籍別統計では、中国(68万7156人)と韓国・朝鮮(56万5989人)、そしてブラジル(23万552人)、フィリピン(21万181人)と続く。この4国出身者が外国人登録の79.4%を占める。国籍別に女性比率をみると、フィリピン78%、タイ74.9%、と7割を占め、中国は58.4%と約6割を女性が占めており、出身国別の男女比の傾向に差異がある(図表1)。登録外国人が多い地域は東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉、千葉、兵庫、静岡、茨城、福岡と続く。

また、厚生労働省人口動態調査によれば、2009年の婚姻届出数は約71万件、そのうち外国人と日本人との婚姻は約3万4000件(約5%)で、およそ20組に1組が国際結婚である。2009年の国際

結婚をみると、夫日本人・妻外国人のカップルが約2万7000件(約78%)である。妻の国籍は、中国が約1万3000人(約48%)と半数近くを占め、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、ブラジル、アメリカ、ペルー、イギリスと続く。中国籍の妻はこの20年(1989年～2009年)で3.9倍に増加した。移住女性の相談や支援活動を実践する山岸は、日本人男性と外国人女性の国際結婚が増加する一方、離婚件数も増加していること、その主な原因が日本人夫によるDVが存在していること、またDVの原因は日本人と外国人、男性と女性という支配—従属関係にあり、日本の法制度や、家庭や地域、職場など日本社会の中で移住女性に対する暴力と差別を助長していると指摘する(山岸2010:63)。

また、両親のどちらかが外国籍の夫婦から出生する子どもは2009年には2万2511人いる。さらに出身国に残してきた子どもを日本に呼び寄せて同居するための子どもの中途入国も増加しており、国際結婚の増加に伴って、言語や習慣など多文化の背景をもつ子どもが増えており、移住女性である母に対する差別や暴力は少なからず子どもにも影響を与えている(齋藤2010)。

移住者の人権に関する国連特別報告者ホルヘ・ブスタマンテは2010年3月23日から31日の日本調査報告書で、日本社会における移住者の存在は

図表1 国籍別・男女別外国人登録数(2010年)

	国名	総数	男性	女性	女性比
1	中国	687,156	286,032	401,124	58.4%
2	韓国・朝鮮	565,989	257,761	308,228	54.5%
3	ブラジル	230,552	125,291	105,261	45.7%
4	フィリピン	210,181	46,216	163,965	78.0%
5	ペルー	54,636	28,797	25,839	47.3%
6	米国	50,667	33,420	17,247	34.0%
7	ベトナム	41,781	22,469	19,312	46.2%
8	タイ	41,279	10,364	30,915	74.9%
9	インドネシア	24,895	16,202	8,693	34.9%
10	インド	22,497	15,712	6,785	30.2%

出典) 法務省入国管理局

「永続的な現実 (permanent reality)」になっていると指摘した上で、移住者の出入国と管理だけではない、日本社会への統合を促す政策の必要性を強調した。さらに、移住女性に対しては、研修期間中の強姦などの性暴力や DV の存在、移住者の子どもの教育、非正規滞在者の送還における親子の分断などの課題も指摘し、改善を促した (ブスタマンテ 2011:36-40)。

日本では、移住女性に対する暴力への取組は、2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(以下、DV法)の第1次DV法改正時に「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重すべき」との規定が盛り込まれ、外国人DV被害者の相談や一時保護に活用可能となったほか、「人身取引対策行動計画」が2004年に国の指針として発表された。移住女性に対する暴力に対する取組みは歓迎されるべきであるが、DVや人身取引の被害者の保護および支援は、売春防止法⁽⁷⁾による女性の「転落防止」と「保護更生」を目的とする支援システムが基盤となっている。明確な女性政策と長期的な視点に立った移民政策が不明確なまま、社会の変容とともに変容する女性のニーズ、そしてマイノリティの移住女性のニーズに対応するため、女性に対する暴力の被害者の保護と支援事業は売春防止法に依拠する婦人保護事業に集中している状態である。暴力被害からの回復支援と安全確保、生活再建のための支援、同伴する子どもに対する教育および養育支援、加えて移住女性には在留資格に関する法的支援など、どれをとっても時間がかかり、切れ目のない支援と専門的知識が女性支援に求められている。

ところで、国際結婚による移住女性の増加は、日本だけの現象ではなく、韓国や台湾など東アジアに共通した現象でもある。ベトナム、中国、カンボジア、タイ、フィリピンなどアジア諸国出身の女性との国際結婚が近年急増している韓国、台湾、日本の三国における国際結婚による移住女性の生活のウェルビーイング(精神的健康)の調査では、韓国では全国に開設された多文化家族支援センターが移住女性のさまざまな生活課題に対応

しており、そうした相談機関の所在が不明確な日本より優位性があるのではないかと分析されている(中嶋 2010)。韓国では1980年以降、民主化運動や市民運動とともに展開されてきた女性運動の高まりが2000年以降も女性政策および家族政策として法的・制度的な深化を遂げてきたが、近年伝統的な家族の形態が変容し、女性政策・家族政策としての新たな政策的な対応を迫られている。同時に国際結婚や外国人労働者などグローバル化の進展に伴う移住者の韓国社会への社会統合課題も迫られており、少子高齢化、グローバル化、労働力不足、国際結婚の増加など日本と共通する課題も多い。韓国の多文化家族支援政策が日本での移住女性の施策に示唆できる点があるのではないかと考え、2011年8月21日から26日まで韓国での研究調査を実施した。

本稿は、日本の移住女性に対する施策を比較検討することを目的としている。そのためまず日本での移住女性に特有な脆弱性と支援の困難さを把握したうえで韓国における多文化家族支援施策を検討する。そして韓国での施策が日本の移住女性支援に資する点を考察してまとめとする。なお、本稿は2010年度から2012年度の厚生労働科学研究費補助金研究事業「DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」の中の外国籍女性研究班の調査研究⁽⁸⁾に依るものである。

2. 日本における移住女性

(1) 移住女性の脆弱性

① 在留資格

これまでの研究および本調査研究⁽⁹⁾から外国籍女性への脆弱性は、主に在留資格、言語およびコミュニケーションに見出すことができる。

移住女性の在留資格に関する事柄は最も移住女性の脆弱性が散見されやすい。国際結婚で日本人男性と婚姻した移住女性は「日本人の配偶者等」という在留資格を得る。この在留資格を取得又は更新する時には配偶者である日本人夫の署名が必要であり、夫が署名を拒否すれば妻である移住女性は在留が困難になる。よって在留更新のために

DVが発生しても我慢する移住女性は少なくない。

また、移住女性が日本人男性と離婚する時、日本国籍の子を監護養育している時は「定住者」という在留資格の取得が可能⁽¹⁰⁾だが、子との面会交流目的だけでは「定住者」の在留資格所得は困難で、他の在留資格への変更も容易でない。フィリピン人女性などカトリック教徒が離婚を決意する際には、宗教的制約で本国での離婚が認められないため、離婚には大きな精神的負荷がかかる。

2012年7月9日から完全施行された改正入管法⁽¹¹⁾による新たな在留管理制度では、住所変更を90日怠れば退去強制措置もあり得るとする罰則規定が設けられている。DV被害に遭って住民票を移さないまま夫と別居している移住女性や、日本人男性との結婚や子の認知などの協力を得られずに超過滞在となっている移住女性は退去強制措置の危険にさらされる可能性がある。

さらに妊娠・出産時に家族や親族など親密な関係者によるサポートが得られにくく孤立しがちであるが難民申請中や日本人男性との正式な婚姻手続きを待たされているなど諸事情で正規の在留許可がない移住女性は特にその傾向が強い(齋藤 2011)。そのほか非正規滞在の移住女性は、出産補助など、社会保障制度の枠組みから排除されており、相談員の支援が困難であると指摘されている(李 2004:34)。移住女性の支援実績のある専門家らは、「出産時および母子寮入所中の非正規の移住母子支援は人道的理由による支援が必要ではないか」、「在留資格を問わず人道的救済が必要である。明らかにDV被害者とわかっていても保護が受けられないのはおかしい」と指摘している⁽¹²⁾。第1次DV法改正時に条項に国籍が記述され外国人(移住)女性に対する保護や支援が明記されていたが、在留資格は明示されておらず、非正規在留の移住女性の保護と支援は排除されがちであることが明らかである。

一方、2000年国勢調査データから在日外国人のジェンダーや家族を分析した大曲らの調査によれば、フィリピン、タイ、中国の国籍を有する女性の中には、来日経路によっては限定的な(非正規の)在留資格のまま日本の性サービス産業で働か

ざるを得ない時期を経た後に、日本人の配偶者として在留を継続する女性も多いこと、結婚後に専業主婦になると、後に離婚したとたんに貧困に陥りやすくなる傾向、という新たな脆弱性も指摘している(大曲, 高谷, 鍛冶, 稲葉, 樋口 2011:11)。

② 言語およびコミュニケーション

次に移住女性の脆弱性として挙げられるのは言語やコミュニケーションに関することである。人は異文化の異国での生活することによって日常生活に必要なある一定程度の会話能力は身につけることが可能である。しかし、言語能力は日常生活を送るだけでなく、職を得る、さまざまな立場の人と交信、交渉する、必要な制度や支援の情報を得る、そのためのアクセスを保障するなど社会的能力や市民性を形成する際に重要な能力でもある(佐藤 2008:44)。学齢期の子どもに対する日本語学習支援の必要性は指摘されることが多いが、成人移住女性に対する日本語学習支援の必要性は軽視されがちで、無償又は定額な費用で日本語学習をする機会は保障されていない。言語の習得は滞在国や地域の文化や慣習、法律や社会制度などの理解を促す。移住女性への日本語支援は必要を認めた地方自治体もしくは自発的な民間団体の活動に依っている。移住者に滞在国の言語や習慣を自ら体験的に学習することを暗黙に期待する一方、国際結婚を望む(又は既婚の)日本人男性や同居する家族や親族等が、移住女性の出身国の言語や文化、生活習慣などを理解する機会はほとんどない。

上記の在留資格と言語・コミュニケーションに関する脆弱性は、移住女性の子どもにも引き継がれる。特に本国に残してきた子どもを呼び寄せ家族の統合を果たした学齢期の子どもには、日本語学習機会や周囲の異文化理解の如何によって、いじめや不登校などが発生しがちである。こうした教育のつまずきは、高校進学、中途退学、就職困難など社会的排除に陥りやすい。

異なる言語や文化の不理解は差別や偏見、そして暴力に結び付きやすいが、これらの問題の解決を支援してくれる機関や団体へのアクセスのむずかしさも課題である。本研究の民間シェルター調

査において、入所した移住女性の利用者が抱える課題で最も多かったのは「夫からの暴力」(25人中24名)であったが、これに加えて、「生活困窮」(10名)、「義母および義父母からの暴力」(3名)、「夫から外国籍女性の娘への性虐待や夫の親戚から娘への性暴力の疑い」(3名)があった。夫の親族から娘への性暴力の疑いを回答した女性は、自身も人身取引被害に遭っており、暴力の連鎖や複合的な暴力被害という脆弱性が散見された(戒能2012)。

移住女性は、滞在国である日本語能力を伸ばす機会とそれによって得られるだろう社会的能力開発を伸ばす機会が非常に限定的である。さらに、移住女性自身がもつ異文化を滞在国側である家族や地域社会や行政の支援関係機関から理解される機会もまた限定的であることが脆弱性につながっている。その脆弱性は、DV被害当事者女性の求職など生活再建や社会的自立の障害となりがちである。

移住女性がDV等の被害に遭うなどして公営や民間のシェルターに一時保護されるとき、支援経験のある専門家は、「一時保護中は一番混乱している状態であり、通常の生活の場での必要性とは比較できないほど通訳の必要性があるといえる。そのため“一時保護中、ひとり最低一回は通訳を介して問題の整理や支援について説明を行う”というような基準の設置が必要」だと述べている。片言の日本語が話せることと、心中の怒りや不安を吐露し、支援に必要な制度や手続きを理解するための言語は同じではない。当事者がいちばんよく理解できる言語の通訳が必要である。

またその際の通訳者のスキルや質の向上のために、「通訳者のスキルや質の向上のための研修(同伴児に通訳をさせない、同国人の利用者に通訳をさせないという鉄則の周知や、DV被害者や人身取引被害者の通訳派遣の際には同国人コミュニティのつながりを避けた派遣への配慮、守秘義務の徹底を含む)や、通訳のコーディネートを担う機関の設置の検討」や「専門性のある民間の通訳に対する報酬の検討」などの課題に対処することが求められている。

(2) 日本における移住外国人対応＝多文化共生施策

日本では、在住外国人の定住化が増加してきた背景に対応して、2006年に総務省は多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義(総務省2006)し、地域社会において居住する外国人の居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災など生活サポートを含む多文化共生推進プランの策定および実施を、各都道府県および政令指定都市に促した。しかし、この多文化共生施策は長期的な視点に立った日本社会への外国籍住民の積極的な統合を促すものではなく、また、移住女性に特有の脆弱性に対処するものでもない。地方自治体および地域で活動する民間団体が主な担い手として進めることを期待する消極的な対応である。

一方で、エスニックマイノリティとしての外国籍住民が同国人の助け合いから自助グループや組織、ネットワークを形成しつつあり(齋藤2010, 吉富2008)、これらの動きは形成プロセスによっては積極的な移民政策がないままの日本型社会統合策と呼ぶことができる多文化共生であるが、実質的に社会統合を促進する可能性を抱合している。

次に隣国の韓国では外国人、移民女性にどのように対応しているのかを見ていく。

3. 韓国の多文化家族支援施策

(1) 在韓外国人

日本と韓国は少子高齢化による労働力と次世代人口減少とグローバル化の進展を背景に、韓国でもソウルオリンピック(1988)開催前後から、外国人労働者や国際結婚による移住など定住化する外国籍住民が増加した。2004年の韓国の在留外国人数は75万873人(人口比1.55%)だったが、5年後の2009年には116万8477人(人口比2.35%)と急激に増加している。2009年の在留外国人を在留資格別にみると、商用訪問(H-2)ビザの26.2%

図表 2 在留外国人統計

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009
外国人数	750,873	747,467	910,149	1,066,273	1,158,866	1,168,477
人口	48,583,805	48,782,274	48,991,779	49,268,928	49,540,367	49,773,145
対人口比	1.55%	1.53%	1.86%	2.16%	2.34%	2.35%

出典) 韓国 法務部統計

に続いて、雇用許可制度によって入国した非熟練労働者 (E-9) ビザを 16.1%、次いで配偶者ビザが 10.7%である⁽¹³⁾。

こうした増加する外国人との共生を掲げて、2007年に「在韓外国人処遇基本法」が制定されている。同法は「在韓外国人」は、韓国国籍をもたないが、韓国に居住する目的をもって合法的に滞在している者と第1章で定義し、「結婚移民者」とは、在韓外国人のうち、韓国国籍を有する者と婚姻関係にある者と定義している。外国人政策の策定および推進体制については第2章で規定している (白井 2008:138)。

(2) 女性・家族政策と多文化家族

韓国でも家内外の女性の就労と子の出産を嫁に期待する農村の国際結婚の状況は日本と似ている。日本と韓国は「ともに儒教の国」とか「家族が果たしている役割が大きい」(小松 2011:1) 点や、また欧米諸国に比べると移民対応が後発であるなどの共通点をいくつか挙げる事ができる。しかし、2000年代に入ってから日本と韓国の移民への政策的な対応は共通点より相違点が多くなっている。

日本では「多文化」に「共生」という言葉をつなげた概念「多文化共生」を掲げたことは前述したが、韓国では「多文化」に、国際結婚をした「家族」という言葉をつなげた「多文化家族」に対する支援を促進する。多文化家族支援政策基本計画の中で強調されているのは多文化家族の増加は、「生産可能人口の増加、多様性と創意性の向上など、国家経済力に向上に寄与するもの」とする少子高齢化対策とグローバル化社会への対応という

積極的な意味を見出している。そして「多文化家族の韓国社会への統合が遅れることによる“人口の貧困化”、人種・階層間の葛藤による社会経済的費用の増加を憂慮して対応しなければならない」(多文化家族支援政策基本計画 2010-2012)。将来の社会不安というリスクの排除という政策的意図が見えるのである。

韓国の女性政策や外国人政策は、韓国の社会が直面する政治、社会経済的な要因によって規定されてきた。女性政策を含む大部分の国家政策が合理的で民主的な手続きを無視したまま国民との合意の過程も踏まないこと、上意下達式に定められていること、そして政治的な動機による業績づくりを狙った性格が色濃く、女性の生活を質的に向上させることに焦点が置かれていない、と韓批判 (韓 1997:88) に見るように、**図表 3**では、金大中、盧武鉉、李明博の三政権時に制定された法律に一定の傾向を見ることができる。

しかし、女性政策は韓国では1975年の国連「女性年」以降、民主化運動や市民運動とともに展開されてきた女性運動の高まりによって、2000年以降も女性政策および家族政策として法的・制度的な深化を促進してきた⁽¹⁴⁾。金大中政権時の2001年には女性政策を専門に担当する行政機関の「女性部」(英語表記は Ministry of Gender Equality) が発足するなど⁽¹⁵⁾、韓国における女性運動は積極的に推進されてきた。

その後の盧武鉉大統領在任中 (1998~2007) の特徴は、基本的な人権確保による女性政策から、家族の形態の変容に対応するためにより家族政策を重視しながら、急増して顕在化した外国人労働者や結婚移住者への対応を迫られたことである。

さらに 2000 年代に入ってから家族の変容とグローバル化における人の流れ(国際結婚の増加)による家族形態の変化は、さらに具体的な施策を実施する政策を求められることとなった。具体的には核家族の増加、離婚や離別によるひとり親支援、未婚、晩婚など少子化と出産支援など従来の家族像から変容する家族についての政策は、ジェンダー主流化の視点から扱うことが提唱され、2003 年に健康家族基本法が制定された。その翌年には 2004 年に盧武鉉政権時に女性部は「女性・家族部」に組織再編された(白井 2005:105)。また 2007 年には、ひとり親を死別・離婚・未婚によるひとり親世帯、その他さまざまな理由(離婚前提の別居、配偶者の家出、行方不明、遺棄、その他長期服役などで扶養が不可能な場合など)により、ひとり親とその子どもでなされた世帯を支援するためのひとり親家族支援法が、従来の母・父子福祉法の改正により制定され(Kwon 他 2006)、2008 年に多文化家族支援法が制定された⁽¹⁶⁾。

2008 年に成立した多文化家族支援法は、外国人

と韓国人との社会統合を促すだけでなく、家族政策の基本法である「健康家族基本法」の家族機能の強化およびケアを図る目的をもつ。韓国では、ベトナムやカンボジア出身の移住女性が韓国入夫の暴力で死亡するなどの事件や、カンボジアで韓国人男性が 25 人のカンボジア人女性と集団見合い中に仲介業者が人身取引の疑いで摘発され、その後カンボジア人女性と韓国人男性の国際結婚は一時中断するなどの事件が発生した。そのため 2008 年に結婚仲介業者規制法が制定され、2010 年には、婚姻前に婚姻者同士が分かる言語で身上情報、健康状態、結婚歴、職業、虐待や暴力歴を必ず男性側と女性側双方が提示するとの項目を加えて改正された。さらに多文化家族支援を確実に実施するために、地方自治体で多文化家族支援基本計画の策定を促す内容を加えた内容も盛りこまれた。

しかし、多文化家族支援法で国が支援の対象とする「多文化家族」とは、韓国国民との婚姻により韓国に移住した者とその夫婦から生まれた韓国

図表 3 三政権の政策の特徴

政権	特徴	在任中に制定された主な法律など
キム・デジュン(金大中) 1998～2002	基本的人権の確保	男女差別禁止法 1995-2001 国家人権委員会の設置 2001 「女性部」の発足 2001 母性保護関連三法の改正 2001 性売買全国調査 2002 米國務省人身取引レポート評価 Tier 3 (2001) から Tier 1 へ (2002)
ノ・ムヒョン(盧武鉉) 2003～2007	家族政策の本格的導入 グローバル化への対応	健康家族基本法 2003 「女性・家族部」に組織改編 2004 性売買禁止法 2004 ひとり親家族支援法(従来の母・父子福祉法を改正) 2007 在韓外国人処遇基本法 2007 国籍法改正 2007 国際結婚斡旋業者規制法 2007
イ・ミョンバク(李明博) 2008～現在	グローバル社会に、より 現実的に対応した家族・ 社会統合政策	家族親和社会環境醸成促進法 2008 多文化家族支援法 2008

齋藤百合子作成

籍の子どもを有する家族（第2条）と限定され、あくまで将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子どもを出産し養育していく家族に対して支援が行われ、外国に住む韓国籍を有する人々、また韓国に住む外国人カップルは支援の対象から排除されている（白井 2008:155）。このように限定的な「韓国式」多文化主義政策は、「家父長主義に基づくジェンダー化された考えに沿って実施され、民族中心的な統治モデルを実施している。そしてこうした多文化家族支援策や法律に込められたイメージはいまだに性差別主義と人権侵害の要素を含んでいる」（金 2009:87）のではないかと、経済格差下位国の女性と韓国男性との国際結婚は人身売買ではないか、という批判もある。

(3) 多文化家族支援の事業内容

次に、多文化家族支援の具体的な事業内容を見ていく。

多文化家族支援内容は、次の4部門に大別される。①結婚準備段階における結婚仲介業者の管理および事前教育など制度改善、②多文化家族支援センターの管理運営による多文化家族支援、③多文化家族の子どもの養育や教育支援、④受入国における多文化に対する理解向上など、である。

① 結婚準備段階における結婚仲介業者の管理 および事前教育など制度改善

韓国において国際結婚仲介業者は60年代～70年代には存在していたが、90年代からは、申告制で自由化されていた。2000年頃から、少子化高齢化を背景に農村の高齢男性に結婚させるため、農村の自治体が自由業の仲介業者に国際結婚の依頼をするようになった。このころから2004年、2005年にかけて国際結婚が商業化された。しかし、DVなどが増加し社会問題化した。

社会問題化するほどの韓国の悪質な国際結婚の仲介業者に対して、アメリカ国務省発行の人身取引レポートは人身売買の可能性を指摘していた。その後、韓国では国際結婚仲介業者の規制に乗り出し、2007年に国際結婚仲介業者規制法が成立した（2008年施行）。多文化支援課の担当者は当時を

ふりかえり、こうした悪質な仲介業者を根絶するための法律は、人身売買防止法にするか、国際結婚仲介業者規制法とするかの議論があったと述べていた⁽¹⁷⁾。

しかし国際結婚仲介業者規制法が成立した後も、韓国人夫のDVによる外国人妻が撲殺される事件などが発生した。よりよい国際結婚を促進するために、婚姻予定者が理解可能な言語で、婚姻の真正性の当否、健康状態、婚姻経歴、経済的扶養能力、虐待や暴力歴など法的経歴を査証発給審査基準とする（そのために「出入国管理法施行規則」等を改正）。双方が提示することを定めた内容を加えて2010年に改正された。

2011年6月現在の国際結婚仲介業者登録者数は2804件（2011年6月末）である。結婚移民女性は東南アジア出身の女性が多い。近年は業者に頼らず社会的ネットワークによって結婚相手を紹介する国際結婚のパターンが増えている。

そのほか、結婚準備段階において、結婚移民予定者に韓国入国前に韓国語教育、生活情報などを提供する入国前事前教育を拡大している⁽¹⁸⁾。

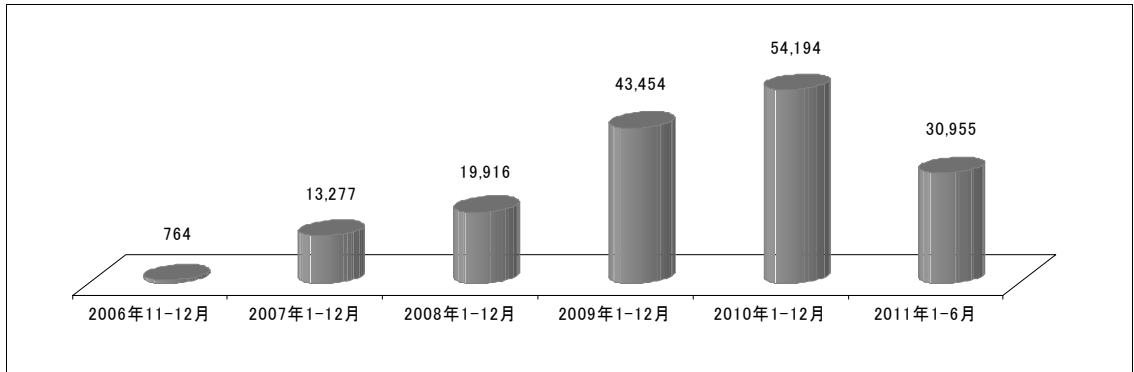
② 多文化家族支援センターの管理運営による 多文化家族支援

2010年には159か所だった多文化家族支援センターを2011年には200か所に拡大し、政策の資格地帯を解消すべく多文化家族支援サービスを提供している。サービス内容は相談、自助グループ支援、家族訪問を主として、多様な支援を地域単位で展開している。多文化家族支援の管轄機関は、女性部となっており、サービスの支援内容の評価も行う。財政支援は女性家族部と自治体が行う。首都圏と農村では財政割り当てが異なる。首都のソウルには国50%、市50%、農村の場合、国の財政70：地方財政30である。

一般家族と統合した家族サービスを提供できるよう健康家族支援センターとの機能統合も段階的に推進されている。

そのほか、結婚移民者の安定的定着と自立の力量を強化するために、韓国語教育の推進、職業教育・支援の拡大、多言語相談機関のサービス拡大

図表4 年度別相談件数（2006年は11月と12月のみ、2011年は1月から6月まで）



出所) 移住女性緊急支援センターHP http://www.wm1366.org/files/2012_33_9303.pdf

が実施されている。

韓国語教育の推進⁽¹⁹⁾は、全国の多文化家族支援センターは協約して社会統合プログラム教育機関とするほか、マルチメディアを活用した教育講座開発・普及、訪問やオンラインの教育方法を多角化している。全国200か所の多文化家族支援センターでの訪問教育指導者は2011年に2240人から3200人に増加した。

職業教育や職場支援の拡大は、一人当年間650万ウォンの雇用促進支援金の支給、インターンシップ支援、企業や団体に脆弱階層30%以上の参与義務化制度を活用する。

多言語情報および相談機関拡大では、多言語情報提供および相談電話「タヌリコールセンター（1577-5432）」開設⁽²⁰⁾したほか、暴力被害移住女性とその子どもの保護・支援のための相談電話「移住女性緊急支援センター（1577-1366）」は全国6か所、10言語でのサービスを拡大した。相談件数は2007年（7言語⁽²¹⁾）1万3277件、2009年はカンボジア語、ウズベク語を加え9言語となり4万3454件と急増した。2010年から日本語が加わり10言語となった。さらに必要な人にはシェルターと自立支援サービスが提供される。

③ 多文化家族の子どもの養育や教育支援

多文化家族の子どもの支援は、グローバル人材育成のための英才教育（二重言語教育と指導者養

成など）と韓国社会への適応を促す支援の二方向がある。後者の韓国社会適応促進は、韓国語教育および学校生活支援のために新生児、幼児、児童それぞれの時期に「よい父母教育」、「こども情緒・生活支援サービス」、訪問教育による“学校お知らせ帳”読み取り支援等を行う。また、外国で出生し、親と同伴したり、中途入国（呼び寄せ）の子どもの実態調査や初期適応プログラム“Rainbow School”の運営を拡大した（2010年50名参加、2011年600人参加）。そのほか、学校不適応の多文化家族の子どものためのオルタナティブな学校の開校（ソウル、インチョン）を予定している。

④ 受入国における多文化に対する理解向上

多文化に対する理解向上という社会啓発事業は、一般国民向けに、公立図書館に多文化資料室を造成したり、大学での多文化講座開設を拡大したり、教員・大学担当者を対象に多文化認識改善研修を実施している。そのほか公務員や公営施設など政策運営関係者を対象に多文化理解研修やマニュアルを作成している。

4. まとめ

日本と韓国の定住外国人対策を比較すると、急増する在韓外国人（国際結婚による移住女性を含む）の社会統合を目的とした多文化共生政策を中

国際結婚による移住女性への施策

中央政府主導で積極的に実施している韓国と消極的な日本という構図が浮かびあがる。いずれにしても少子高齢化、労働力不足の現状は日本と韓国はよく似ており、国際結婚は増加傾向が続くと予測されるため、韓国で実施されている国際結婚で移住予定の女性に対する言語や異文化理解など準備プログラムや、入国直後の夫婦に対する異文化理解や在留資格など法的手続きに関する講習は日本でも有益であると思われる。さらに、韓国の言語支援、生活支援、職業支援、相談事業、外国にルーツをもつ子どもの発達支援、教育、情緒に関する施策は日本に住む移住女性やその子どもたちへの施策への参考となるだろう。

しかし、異文化や異なる習慣もつ人を家族や地域社会が受容していくことは拙速にはいかず時間がかかることである。韓国での多文化家族支援施策は、業者仲介の国際結婚で来韓した将来韓国籍を取得する可能性のある女性や、韓国籍を有する子どもなどに限定的な支援がなされているように見えるが、今後、業者仲介ではない社会的ネットワークを使つての国際結婚や、諸事情で離婚をした韓国籍を有する子を養育する外国籍のシングル

マザー、諸事情で超過滞在していた人の国際結婚など、多文化家族の定義にあてはまらない多様化した移住女性やその子どもたちの対応が将来的に求められよう。

一方日本における多文化共生施策は消極的ではあるが、地方自治体や民間団体が知恵を絞りながら限定的な資源を活用する、移住女性など外国籍住民による自助グループが構成されている。多文化を活かしながら共生しあうための知恵が生まれている。

日本と韓国における移住女性に対する暴力を排除し、従属的ではなく、より住みやすい社会を築くためには、政策だけでなく、当事者の声を聞くなど当事者の声を反映させるシステムも必要となるだろう。本研究ではそうした当事者の声を聞き取ることができなかったため、今後の課題としたい。さらに本稿では国際結婚の移住女性に焦点を当てたが、労働分野における移住女性、人身売買問題に見る移住女性の対応との比較なども、今後の課題としたい。

図表 5 定住外国人対策の日本と韓国の比較

	韓国	日本
特徴	中央政府主導の多文化家族支援、地方政府での具体的な施策	多文化共生推進プランの策定 地方自治体中心
法律	在韓外国人の待遇基本法（1997） 結婚相談所の管理に関する法律（2008） 多文化家族支援法（2008）	入管法改正（2009） 住民基本台帳法改正（2009） 国籍法改正（2008）
定住外国人に対する主要政策	女性結婚移民者の家族および混血人・移住者の社会統合支援法案（2006） 多文化家族支援改善の総合対策（2009） 多文化家族の生涯周期に合わせた支援の強化対策（2008） 第一次外国人政策基本計画（2008）	日系定住外国人施策に関する基本指針（2010） 定住外国人支援に関する対策の推進について（2009） 定住外国人支援に関する当面の対策について（2009） 定住外国人施策ポータルサイト（内閣府） 多文化共生推進に関する調査研究報告書（2007） 多文化共生推進プログラムの提言（2006、総務省）

出典）韓国の部分はキム・ヨンジュの「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」配付資料を参考に齋藤百合子が作成

注

- (1) 本稿では、意図するしないにかかわらずある一定の期間日本に滞在している外国人を移住者と称する。文脈によっては移住者を移民と称することもあるが、本稿では移住者と移民は同義語として使用する。移民に関する定義は、1997年に提出された国連事務総長報告書で「通常の居住地以外の国に移動し少なくとも12ヵ月間当該国に居住する人のこと（長期の移民）」と定義している。
- (2) 第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）「第IV章戦略目標及び行動 I 女性に対する暴力」226項 <http://www.gender.go.jp/kodo/chapter4-I.html> (2012年5月20日アクセス)
- (3) 移住女性が外国籍女性であるとするならば、太平洋戦争以前からさまざまな経緯で日本に移り住んだオールドカマーと呼ばれる朝鮮半島出身者とその子孫もいて、日本社会への同化をさまざまな形で強要され、その存在が不可視化されてきた。
- (4) 農山村部での国際結婚の広がり、日本においても1998年（平成10年）の厚生白書の記述に認められ、すでに1980年代半ばから拡大していたことがわかる。「農山村では、過疎化、高齢化が進展。伝統的な地域共同体、親族共同体が残存。画一的な個人の生き方や家族のあり方を求める地域風土が根強い。農村部における「結婚難」は、子育ての負担よりも、多様な生き方、家族のあり方を受け入れず、画一的な「農家の嫁」であることを求める地域風土に原因があるのではないか。「結婚難」のため、1980年代半ばごろから農村部においてアジア地域などの女性との国際結婚が急速に広がり始めた。農村部における国際結婚が一般的に問題があるというわけではないが、日本の若年女性には受け入れられにくい家庭や地域の間人関係を改善することなく、事情に疎い他国の女性に替わりを求めるような形での結婚のあり方は見直されるべき面があるのではなかろうか。また、外国出身のこれらの女性たちが、生き生きと家庭生活や地域社会へ参画できるような支援が求められている」
- (5) 文化人類学者の速水は民族とジェンダー／セクシュアリティという二つの差異が交差するところに「他者・多民族を性的に異なる劣位なもの、自らを正しく規範的なものと見なし、他者は過度に性的、あるいは逆に性的に貧困、異常、危険とされ、他者なる女性には過剰に性的なものとして誘惑的に描かれた」というオリエンタリズム的他者構築が存在すると指摘した（速水 2009:20）。また可視化し始めた頃の移住女性を性的なものとしてのオリエンタリズム的他者構築を、日本のマスコミも加担していたことを長谷部は検証した。とくにフィリピン人とタイ人に対する日本人のイメージは、フィリピンとタイの女性の入国および在留が増加し始めた1986年から2003年5月までの16年5ヶ月間の読売新聞の記事から、フィリピン人女性やタイ人女性が「性的な」イメージをもって報道されており、「性的欲望の対象者としてアクセスが可能であるかのような解釈にさらされる可能性」と検証している（長谷部 2004:16）。
- (6) ただし、人身取引被害者と認定されれば、入管法に抵触する行為があった者は法に違反した犯罪者ではなく、限定的な滞在を許可する特別在留許可が付与され、公営シェルターで保護と帰国支援を受けることができる。しかし、人身取引被害者と認定されずに超過滞在を続ければ「超過滞在」となり、摘発されれば国外退去の対象となる。
- (7) 売春防止法の目的は、「売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ること」（第1条）。
- (8) 日本における移住女性の脆弱性に関する調査として2011年12月8日にお茶の水女子大学を会場に実施した専門家会議と、2010年から2011年にかけて外国籍住民に対する支援等を実施する行政や移住女性支援の実績がある実践者や専門家からのヒアリング調査、および先行調査研究の知見によるものである。また日本における移住女性の支援の困難さに関する調査は、全国における一時保護所（いわゆる公営シェルター）の運営と支援、および利用者の状況について、現場の実情に即して把握することを目的に全国47か所の一時保護所を対象としたアンケート調査のうち、外国籍女性に関連する箇所および先行研究からの分析である。調査期間は2011年11月から2012年1月で、調査票A票（一時保護所用）は47票の回答を得、調査票B票（利用者用）は47都道府県より457票回収した。これらの倫理的な配慮として、調査によって把握された結果については施設・個人が特定されることのないよう、統計的に処理し、守秘義務の厳守および厳重なデータ管理により、個人情報秘匿に努めた。また、個別の都道府県名についても同様の扱いを行った。さらに韓国調査研究は2011年8月21日から26日に韓国の行政や民間団体を訪ねた調査旅行および先行研究によるものである。
- (9) 2011年12月8日に移住女性支援に携わる官民の担当者らの出席でお茶の水女子大学にて実施された。
- (10) 法務省入国管理局は1996年に日本人の实子を養育する外国人親に定住資格を与える旨の通達「日本人の实子を扶養する外国人親の取扱について」を出した。この通達により、国際結婚による移住女性が離婚しても日本人夫との間の子どもを養育していれば定住者としての在留資格を得られるようになった。子どもの日本国籍の有無は問わないが、日本人父に認知されていることが必要である。
- (11) 入管法が改正されたのは2009年。3年の移行時期を経て2012年7月9日に完全実施された。
- (12) 2012年12月8日お茶の水女子大学における本研究による専門家会議における発言。

- (13) 韓国法務部統計 2009 より。
- (14) 女性に対する暴力に関連する法律は 1994 年に「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」、1997 年に「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」と「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」が制定されている。そのほか性暴力被害者に対する相談施設や相談電話（ホットライン）「1366」の設置など暴力被害者に迅速に対応できる制度が設けられている。佐々木論文で引用されたファスンによれば国連と韓国の女性政策の発展段階は、準備期（1975～2002）、統合期（1988～1992）、定着期（1993～1997）、拡散期（1998～2002）は 4 期を経て（佐々木 1999:18）、準備期には「女子差別撤廃条約」（1980 年）を採択し、女性政策のシンクタンクである韓国女性開発院を設立（1983 年）して女性政策の理論的基盤を築くとともに、女性発展基本計画（1987 年）を発表した。統合期に韓国は国連に加盟（1991 年）した後、定着期に第 4 回北京会議（1995 年）を迎えた年に女性政策基本法を制定（1995 年）し、1997 年には家庭暴力被害者保護法および家庭暴力犯罪処罰特別法も制定された。（佐々木 1999:16-17）。
- (15) 韓国は、2009 年発行の国連開発計画（UNDP）報告書の統計によれば、平均寿命、教育水準、成人識字率、一人あたり国民所得などを用いて算出した人間開発指数（human development index, 以下 HDI）で、日本は 182 か国中 10 位、韓国は 61 位である。しかし、男女の国会議員、男女の専門職・技術職、管理職、推定勤労所得を用いて算出するジェンダー・エンパワーメント指数（gender empowerment measures, 以下 GEM）では日本の順位は 57 位と低くなる一方、韓国は 26 位で、2002 年時の 36 位から順位を上げている。日本と韓国を比較した場合、HDI では日本が韓国に優位性が見られるものの、GEM では韓国が優位性を保っている。
- (16) 2011 年 7 月 28 日お茶の水女子大学にて本研究会において実施された李環媛氏による「現代の韓国の家族の変化における女性の状況」レクチャー資料から。ひとり親とはハングル語で「ハンプモ」といい、「一つでも十分であり、満たされる」という意味を持つ。韓国でひとり親と子どもの家族を「ハンプモ家族」と表現するようになったのは「韓国女性民友会」で 1997 年に実施した「家族と性相談所」で使用した時からである。それまでは「片母、片父」という用語が用いられていたが、現在は「ひとり親」で統一されている（Kwon 他、2006:227）
- (17) 2011 年 8 月 25 日の女性家族部多文化家族支援課におけるヒアリングから。
- (18) これまでに実施した国はベトナム、モンゴル、フィリピン、カンボジア、ウズベキスタンなどである。
- (19) 韓国語教育プログラム間の連携により社会統合プログラム教育機関を拡大（2010 年 76 か所、2011 年 150 か所）したり、多文化家族支援センター 33 か所を

モデル運営機関として韓国語履修時に帰化審査などの恩恵を付与する。

- (20) 韓国語、英語、中国語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、日本語の 10 言語。
- (21) 英語、ロシア語、中国語、ベトナム語、モンゴル語、タイ語、韓国語の 7 言語。

<参考文献>

- 大曲由起子、高谷幸、鍛冶到、稲葉奈々子、樋口直人 2011 「在日外国人の仕事：2000 年国勢調査データの分析から」茨城大学地域総合研究所年報（44）
- 戒能民江編著 2012『厚生労働科学研究費補助金研究事業「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」報告書』
- 韓 明淑 1997「韓国の女性政策決定過程における女性運動の役割—「性暴力特別法」制定 運動の事例を中心として」『女性学』日本女性学会
- 金 賢美 2009「誰のための統合なのか 韓国における結婚移民女性政策と家父長的発想」『アジア・太平洋人権レビュー 2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』財団法人アジア・太平洋人権情報センターヒューライツ大阪 現代人文社
- キム・ヨンジュ 2011「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」、国際シンポジウム『国際結婚と多文化共生』配布資料、北九州市立大学アジア文化社会研究センター、2011 年 1 月 22 日開催
- 小松理佐子 2011「家族／コミュニティの変貌と福祉社会の開発 序章 本書の意義—福祉問題からのアプローチ」日本福祉大学 COE プログラム企画 中央法規
- 齋藤百合子 2010「外国人を親にもつ児童の社会包摂に関する調査研究」平成 21 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 財団法人こども未来財団
- 2011「外国籍女性とその子どもたちの社会的包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生」『アジア女性研究』財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- 佐々木典子 1999「韓国の女性運動と女性政策に関する考察：「女性の電話」の女性に対する暴力追放運動を中心に」『立教大学ジェンダーフォーラム年報 Gender-Forum. —1 号』立教大学ジェンダーフォーラム
- 佐藤郡衛 2008「川崎市における外国につながる子どもの学力保障の試み」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 9 外国につながる子どもたちの教育を地域から育む 試み—地域、学校、行政、当事者の協働実践モデルの構築を目指して』東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター。
- 白井 京 2005「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて—」『外国の立法 226』2005 年国立国会図書館
- 2008「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政

- 策の一環として』『外国の立法 238』国立国会図書館
- 中嶋和夫 2009「地域の国際化（グローバル化）に対応した社会福祉援助技術の開発と体系化に関する基礎研究—東アジア 3 地域における国際結婚移民女性の生活問題—」,平成 21 年度岡山県立大学最先端研究助成費調査報告書
- 長谷部美佳 2004「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」,『アジア女性研究』第 13 号,財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- 速水洋子 2009『差異とつながりの民族誌：北タイ山地カレン社会の民族とジェンダー』世界思想社
- パレーニヤス,ラセル 2008「家族を想うということ フィリピン人海外就労の経済的要因におけるジェンダー作用」,『国際移動とく連鎖するジェンダー—再生産領域のグローバル化』,作品社
- プスタマンテ,ホルヘ 2011「<資料>移住者の人権に関する特別報告者 ホルヘ・プスタマンテによる報告：訪日調査報告（国連文書 A/HRC/17/33/Add.3）2011 年 3 月 21 日」移住連 Task Force 訳『包括的移民政策の構築へ向けたロードマップ 国連特別報告者の日本への勧告を受けて』2011 年 12 月 17 日開催「国際移住者デー記念シンポジウム 2011」資料
- 山岸素子 2010「移住女性と改訂法」.『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』外国人入国法連絡会：明石書店
- 吉富志津代 2008『多文化共生社会と外国人コミュニティの力 ゲッター化しない自助組織は存在するか？』現代人文社
- 李 節子 2004「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会資源—その現状と課題」アジア女性基金
- KWON jin-sook, SHIN hae-ruoung, KIM jung-shin, KIM seong-kyoung, PARK jin-young, 2006 KWON jin-sook, SHIN hae-ruoung, KIM jung-shin, KIM seong-kyoung, PARK jin-young, 2006『家族福祉論』,共同体
- index.htm (2012 年 5 月 20 日アクセス)
- 厚生労働省人口動態統計年報 主要統計表
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/sui09/marr2.html (2012 年 5 月 20 日アクセス)
- 総務省 2006「多文化共生の推進に関する研究報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」
http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf (2010 年 10 月 30 日アクセス)
- 法務省入国管理局 在留外国人統計 2010 年
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001074828 (2012 年 5 月 20 日アクセス)
- 韓国 女性・家族省「多文化家族支援政策基本計画 2010-2012」(原文韓国語, 佐々木典子訳)

<電子データ>

- Korea Immigration Service, Ministry of Justice STATISTICS 2009 (Immigration Annual Report)
http://www.iom-mrtc.org/english/stats/stats01_view.php?idx=803&pagenumber=1&sname=Subject&text=&PHPSESSID=b2a3c3ae41b68e374fb08dfedbf6a378 (2012 年 3 月 4 日アクセス)
- 「나는 이주여성이다 - 이주여성상담분석과 인권실태 -」
(私は移住女性—移住女性の相談内容分析と人権状況)
http://www.wml366.org/files/2012_33_9303.pdf (2012 年 4 月 3 日アクセス)
- 第 4 回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）「第 IV 章戦略目標及び行動 I 女性に対する暴力」226 項
http://www.gender.go.jp/kodo/chapter4-1.html (2012 年 5 月 20 日アクセス)
- 厚生白書 平成 10 年版 http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/